

放置艇対策事業

日方地区・築地地区・冷水地区係留施設募集要項

放置艇対策事業として、日方地区・築地地区・冷水地区に船舶の係留を希望される方を募集します。

【対象者】

旧海南市海域に船舶に係留している方

＜注意＞

海南市海域の放置艇対策事業として募集を行うものでありますので、下記に該当する方は応募できません。

- ・新たに船舶を取得し係留しようとする方
- ・旧海南市海域外に係留している方

【申込期間】

令和8年1月1日（木）～1月14日（水）

- ・海南市南赤坂11番地 海南市役所3階 管理課の窓口を持参。

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ただし、土日祝日を除く。

- ・郵送による申込 令和8年1月14日 午後5時15分必着。

- ・メールによる申込 必要書類を全て添付の上、下記アドレスへ送信

メールアドレス：kanri@city.kainan.lg.jp

※誓約書、委任状、承諾書については、自筆で記入の上、PDFか画像データで送信してください。令和8年1月14日 午後5時15分必着。

【使用できる期間】

令和8年2月1日～令和8年3月31日 （毎年度、更新手続きが必要です）

【係留施設使用料】

区 分	使 用 料
海南市内に住所を有する個人又は海南市内に事務所若しくは、事業所を有する法人が所有する船舶	船舶の長さが1m（1mに満たない端数は、切り上げるものとする。）につき月額770円
上記以外の船舶	船舶の長さが1m（1mに満たない端数は、切り上げるものとする。）につき月額1,100円

【係留場所の決定方法】

係留を希望される地区と係留番号を申請書に記入してください。

同じ係留場所に希望者が重複した場合は抽選とします。抽選になった場合は、「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例第 10 条」に基づき届出済証の交付を受けた方を優先とします。ただし、届出された係留場所以外に、船舶を係留されている場合は優先といたしません。

【抽選日時】

日 時 令和 8 年 1 月 15 日（木） 午後 6 時 00 分
場 所 海南市役所 3 階 会議室 4 A （海南市南赤坂 11 番地）
その他 抽選に欠席される方は、委任状を提出してください。
※ 抽選を実施する場合は、対象者に連絡します。

＜代理人に委任する場合＞

別紙「個人に委任する場合」の委任状に記入の上、当日、代理人の方は本委任状と、代理人ご本人の氏名が確認できる運転免許証等をご持参ください。

＜事務局（海南市）に委任する場合＞

別紙「海南市に委任する場合」の委任状に記入の上、事前に提出をお願いします。抽選結果により落選した場合や、係留場所決定について海南市に異議を申し立てることはできません。

※抽選日までに委任状の提出が無く、抽選会に欠席された場合は、係留場所の抽選に参加出来ません。

【抽選方法について】

各係留施設の係留区画ごとに抽選を実施します。

「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例第 10 条」に基づく届出済証の交付を受けた方の抽選終了後に、他の申込者の方の抽選を行います。

抽選方法は、係留施設ごとに受付した順番から①本抽選を行うための順番を決める予備抽選を行います。②予備抽選で小さい番号を引いた人から順番に本抽選を行います。③本抽選で当たりを引いた人に係留場所を決定します。

【その他】

係留施設の申請には、日方地区・築地地区・冷水地区係留施設募集要項や注意事項等を熟読していただき、係留施設の現場確認のうえお申込みください。

【日方地区係留施設の申込み方法】

係留区画については、日方地区係留施設概要の平面図及び下記条件を参考に選
び記入してください。

<係留場所条件>

係留区画	条 件
中型船 I	船長（船検証記載）10m以下、かつ、 船幅（船検証記載）3.8m以下。 ただし、全幅（実幅）2.9m超の船舶。
小型船	船長（船検証記載）10m以下、かつ、 船幅（船検証記載）2.9m以下。

※ 船長（実長）及び船幅（実幅）は、「申込書に記入する全長・全幅の測定方法
について」を参考にしてください。虚偽の申請をした場合は無効とします。

<利用可能な係留区画>

中型船	83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94
小型船	44、48、71、73、75、78、81

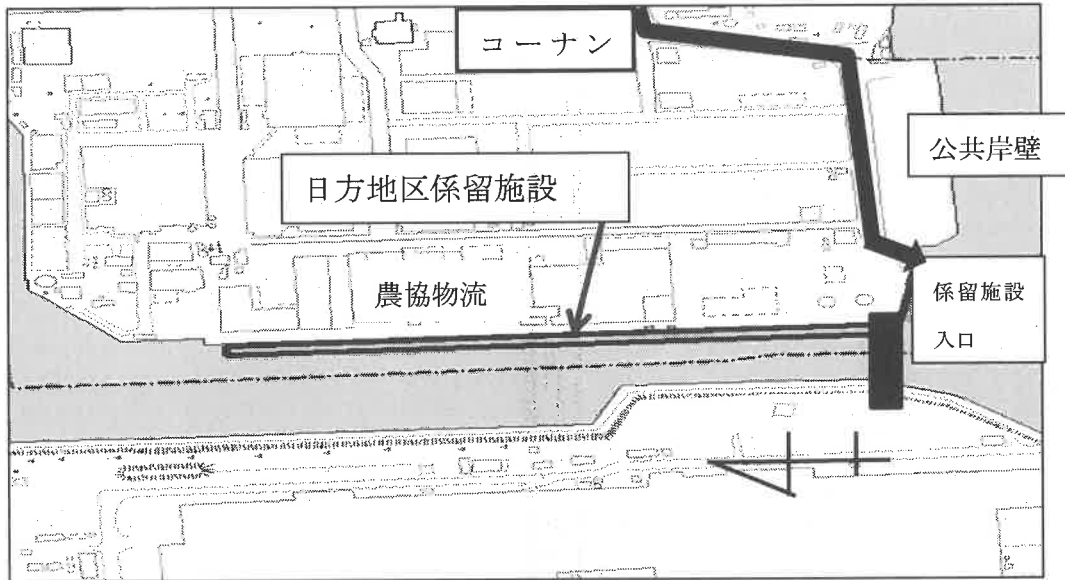
日方地区係留施設概要

位 置 海安市日方 1535 番地ほか

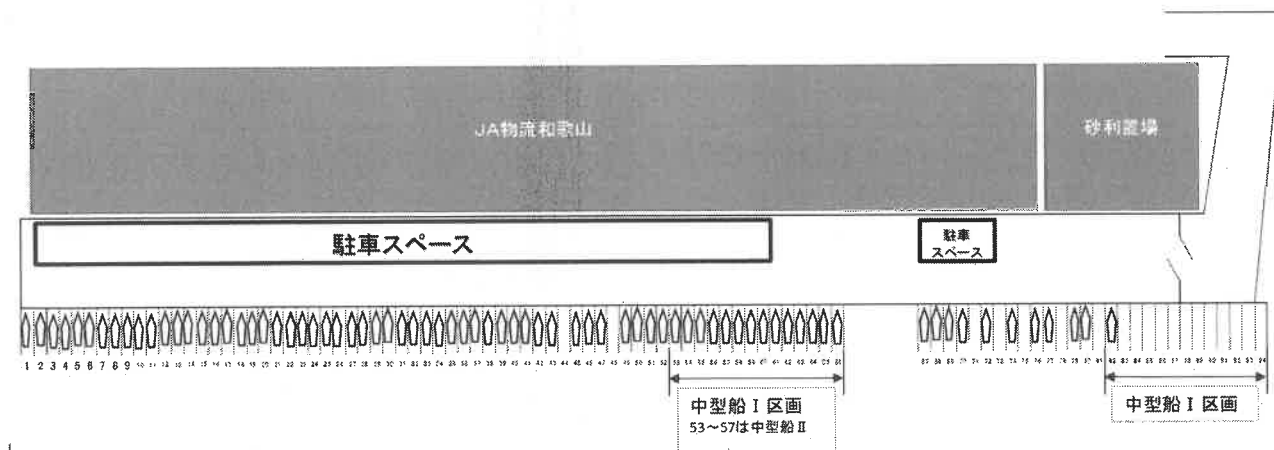
募集係船 小型船、中型船Ⅰ

駐車場 86 台

【日方地区係留施設位置図】



【日方地区係留施設平面図】



【築地地区係留施設の申込み方法】

係留区画については、築地地区係留施設概要の平面図及び下記条件を参考に
選び記入してください。

<係留場所条件>

係留区画	条 件
小型船	船長 10m以下、船幅 2.8m以下（船舶検査手帳に記載 内容）とします。

※ 船長（実長）及び船幅（実幅）は、「申込書に記入する全長・全幅の測定方
法について」を参考にしてください。虚偽の申請をした場合は無効としま
す。

<利用可能な係留番号>

小型 船	3,4,6,7,8,9,10,11,12,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27, 28,29,30,31,33,34,35,36,38,40,42,44,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61, 62,63,64,65,66,67,68
---------	---

築地地区係留施設概要

位 置 海南市築地 9 番地

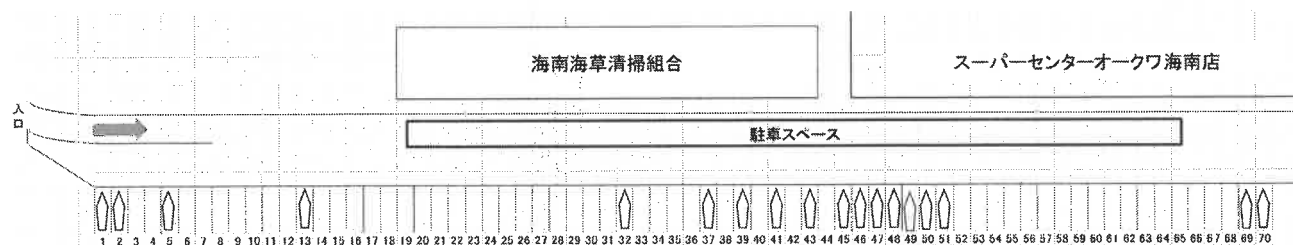
募集係船 船長 10 m 以下、船幅 2.8 m 以下の小型船

駐車場 45 台

【築地地区係留施設位置図】



【築地地区係留施設平面図】



【冷水地区係留施設の申込み方法】

係留区画については、冷水地区係留施設概要の平面図、下記条件を参考に記入してください。

＜係留場所条件＞

係留区画	条 件
小型船	船長（船検証記載）10m以下、かつ、 船幅（船検証記載）2.8m以下。

※ 船長（実長）及び船幅（実幅）は、「申込書に記入する全長・全幅の測定方法について」を参考にしてください。虚偽の申請をした場合は無効とします。

＜利用可能な係留区画＞

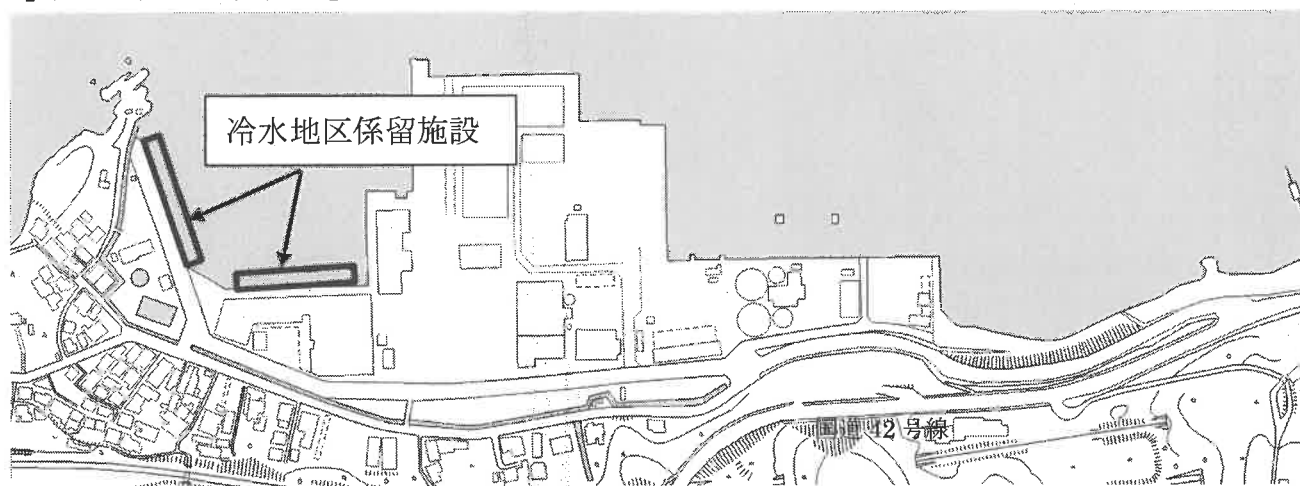
小型船	20、28、29、30、31、33、34、36、38
-----	----------------------------

冷水地区係留施設概要

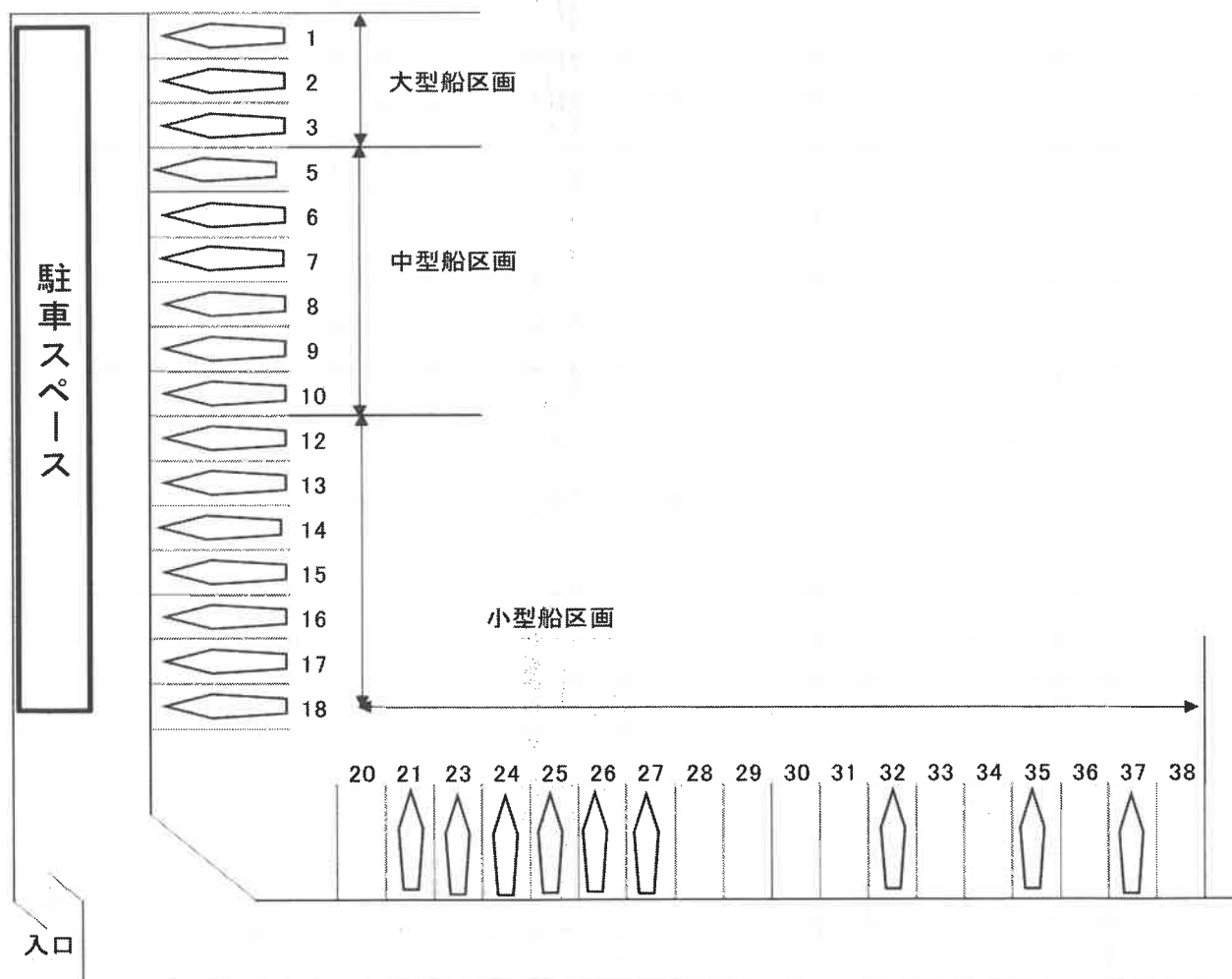
位 置 海南市冷水 325 番地 57

駐車場 29 台

【冷水係留施設位置図】



【冷水地区係留施設平面図】



申込書に記入する実長・実幅の測定方法について

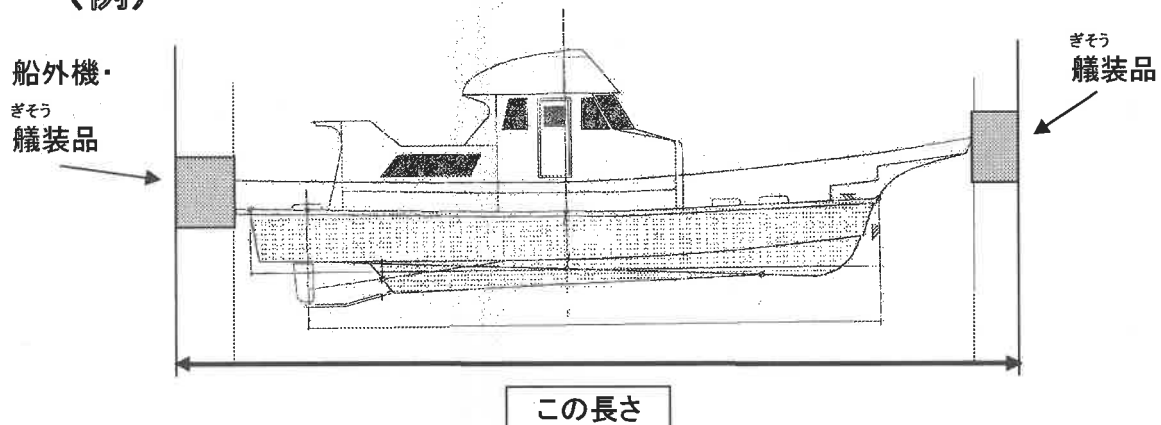
実長・実幅は、最前部から最後部までの艀装品を含んだ実際の長さとなります。

1フィート＝0.3048m

実長

- 船首の先端から、船尾の先端(エンジンがある場合はその先端)までを測定してください。
- エンジンをチルトアップした状態で測定してください。
- 船首・船尾に装着している艀装品等(取り外しができるもの、タイヤ等も含む)の長さも含めてください。
- スパンカーを装着している場合は、必ず折りたたんだ状態で測定してください。
折りたためないスパンカーを装着している場合は、スパンカーを含めた長さを測定してください。

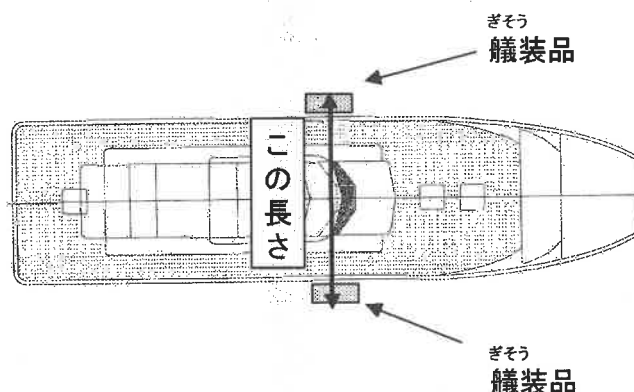
(例)



実幅

- 幅は船体の一番長い部分を測定してください。
- 船首・船尾に装着している艀装品等(取り外しができるもの、タイヤ等も含む)の長さも含めてください。

(例)



※ 折りたたむことができるスパンカーを装着している船舶は、必ずスパンカーをたたんで係留してください。また、エンジンもチルトアップした状態で係留してください。